

○平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条の農林水産大臣が定める規格及び同令第十一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第九条及び第十二条第一項第一号の規定に基づき、同規則第九条及び第十二条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を次のように定め、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年八月七日

農林水産大臣 中川 昭一

一 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（以下「規則」という。）

第九条の農林水産大臣が定める規格は、次の表のとおりとする。

特定対象農産物の種類

規

格

| | | | | |
|----|--|--|----|---|
| | | | | 麦 |
| | | | | 一等の A 区分、一等の B 区分、一等の C 区分及び一等の D 区分並びに二等の A 区分、二等の B 区分、二等の C 区分及び二等の D 区分 |
| | | | 大豆 | 普通大豆の一等、普通大豆の二等、普通大豆の三等及び特定加工用大豆の合格 |
| | でん菜 | | | 糖度が七・〇度以上のものについて適用される〇・一度ごとの区分 |
| | でん粉の製造 | | | でん粉の含有率〇・一パーセントごとの区分 |
| | の用に供する | | | |
| | ばれいしょ | | | |
| 備考 | | | | |
| 一 | この表において「一等」、「二等」、「三等」及び「合格」とは、それぞれ農産物規格規程（平成十三年農林水産省告示第二百四十四号。以下「規格規程」という。）において麦及び大豆に係る品位の等級として定められているものをいう。 | | | |
| 二 | この表において「A 区分」とは、別表第一から別表第四までの生産地の属する都道府県及び銘柄の欄の区分に応じてそれぞれこれらの別表の用途の欄に掲げる用途（対象農業者（農業の担い手に | | | |

対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第二項に規定する対象農業者をいう。）がその生産した麦につき需要者が当該用途と異なる用途に最も多く使用することを証明した場合には、当該異なる用途。三及び四において同じ。）に対応する別表第五から別表第十までの三以上の評価項目について基準値を満たし、かつ、全ての評価項目について許容値を満たすもの（異なる銘柄が混合している麦（以下「銘柄混合麦」という。）を除く。）をいう。

三 この表において「B区分」とは、別表第一から別表第四までの生産地の属する都道府県及び銘柄の欄の区分に応じてそれぞれこれらの別表の用途の欄に掲げる用途に対応する別表第五から別表第十までの二の評価項目について基準値を満たし、かつ、全ての評価項目について許容値を満たすもの（銘柄混合麦を除く。）をいう。

四 この表において「C区分」とは、次のいずれかに該当するもの（銘柄混合麦を除く。）をいう。
イ 別表第一から別表第四までの生産地の属する都道府県及び銘柄の欄の区分に応じてそれぞれこれらの中の別表の用途の欄に掲げる用途に対応する別表第五から別表第十までの一の評価項目について

て基準値を満たし、かつ、全ての評価項目について許容値を満たすもの

ロ 別表第一から別表第四までの生産地の属する都道府県及び銘柄の欄の区分に応じてそれぞれこれら

の別表の用途の欄に掲げる用途に対応する別表第五から別表第十までの二以上の評価項目について基準値を満たし、かつ、いずれかの評価項目について許容値を満たしていないもの

五 この表において「D区分」とは、A区分、B区分及びC区分のいずれにも該当しないものをいう。

六 この表において「普通大豆」とは、規格規程で定める普通大豆をいう。

七 この表において「特定加工用大豆」とは、規格規程で定める特定加工用大豆をいう。

別表第一 小麦

| 生産地の属する都道府県 | 銘柄 | 用途 |
|-------------|----------|---------|
| 北海道 | きたほなみ（※） | 日本麺の製造用 |

二 規則第十一一条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格は、規格規程において玄米に係る品位の等級として定められている三等以上の等級又は当該等級に相当すると認められるものとする。

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-----------|---------|---------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|----------|---------|---------|
| | | | | | | | | | | | | | きたもえ |
| もち姫 | ネバリゴシ (※) | ナンブコムギ | キタカミコムギ | タクネコムギ | ゆめちから | 春よ恋 | ハルユタカ | はるきらり | キタノカオリ | ホロシリコムギ | ホクシン (※) | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 |
| 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 醸造用 | パン又は中華麵の製造用 | パン又は中華麵の製造用 | パン又は中華麵の製造用 | パン又は中華麵の製造用 | パン又は中華麵の製造用 | 日本麵の製造用 | | 日本麵の製造用 | |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|-------------|-------------|---------|-------------|
| | | | | | | | | | 岩手県 | ゆきちから |
| ゆきちから | キタカミコムギ | コユキコムギ | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | パン又は中華麵の製造用 | パン又は中華麵の製造用 | パン又は中華麵の製造用 | 日本麵の製造用 | パン又は中華麵の製造用 |
| パン又は中華麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | パン又は中華麵の製造用 | パン又は中華麵の製造用 | パン又は中華麵の製造用 | 日本麵の製造用 | パン又は中華麵の製造用 |

| | | | | | | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|--------|
| | | | | | | | | | | 秋田県 |
| 農林六一號 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | ナンブコムギ |
| 茨城県 | きぬの波（※） | さとのそら | ゆきちから | アオバコムギ | きぬあずま（※） | アブクマワセ | 福島県 | ゆきちから | 山形県 | 秋田県 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| ダブル八号 | 農林六一號 | 日本麵の製造用 |

| 埼玉県 | あやひかり (※) | 日本麵の製造用 |
|-------|-----------|-------------|
| 新潟県 | きぬの波 (※) | 日本麵の製造用 |
| 千葉県 | さとのそら | 日本麵の製造用 |
| 神奈川県 | さとのそら | 日本麵の製造用 |
| ゆきちから | ハナマンテン | パン又は中華麵の製造用 |
| | 農林六一號 | 日本麵の製造用 |
| | ユメシホウ | 日本麵の製造用 |
| | あやひかり (※) | 日本麵の製造用 |
| | 農林六一號 | 日本麵の製造用 |
| | ニシノカオリ | パン又は中華麵の製造用 |
| | ユメシホウ | パン又は中華麵の製造用 |
| | | パン又は中華麵の製造用 |

| | | | | | | | | | | |
|---------|---------|-------------|---------|---------|---------|-------------|---------|---------|---------|-------------|
| | | | | | | | | | | 富山県 |
| 長野県 | | | | | | | | | | キヌヒメ |
| シラネコムギ | しゅんよう | ゆめかおり | 農林六一號 | きぬの波（※） | ナンブコムギ | ゆきちから | 農林六一號 | ナンブコムギ | シロガネコムギ | ゆきちから |
| 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | パン又は中華麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | パン又は中華麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | 日本麵の製造用 | パン又は中華麵の製造用 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-----------|---------|-------------|---------|---------|---------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | | | | | | | | | | | |
| 愛知県 | 静岡県 | 岐阜県 | ユメセイキ (※) | 日本麺の製造用 | パン又は中華麺の製造用 | ハナマンテン | ユメアサヒ | ゆめかおり | ゆめちから | パン又は中華麺の製造用 | パン又は中華麺の製造用 | パン又は中華麺の製造用 | パン又は中華麺の製造用 |
| イワイノダイチ (※) | 農林六一號 | タマイズミ | きぬあかり (※) | 日本麺の製造用 | 日本麺の製造用 | 日本麺の製造用 | 日本麺の製造用 | 日本麺の製造用 | 日本麺の製造用 | 日本麺の製造用 | 日本麺の製造用 | 日本麺の製造用 | 日本麺の製造用 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------|-------------|
| | | | | | | | | | | | | | きぬあかり (※) | 日本麵の製造用 |
| | | | | | | | | | | | | | 農林六一號 | 日本麵の製造用 |
| | | | | | | | | | | | | | あやひかり (※) | 日本麵の製造用 |
| | | | | | | | | | | | | | さとのそら | 日本麵の製造用 |
| | | | | | | | | | | | | | 農林六一號 | 日本麵の製造用 |
| | | | | | | | | | | | | | タマイズミ | 日本麵の製造用 |
| | | | | | | | | | | | | | ニシノカオリ | パン又は中華麵の製造用 |
| | | | | | | | | | | | | | ユメシホウ | パン又は中華麵の製造用 |
| | | | | | | | | | | | | | シロガネコムギ | パン又は中華麵の製造用 |
| | | | | | | | | | | | | | 農林六一號 | 日本麵の製造用 |
| | | | | | | | | | | | | | ふくさやか | 日本麵の製造用 |
| | | | | | | | | | | | | | ニシノカオリ | 日本麵の製造用 |
| | | | | | | | | | | | | | ミナミノカオリ | パン又は中華麵の製造用 |

| | | | | | | | | | | |
|------|-----------|---------|-------|-----------|------|-----------|-------|-----------|--------|-------------|
| | | | | | | | | | | 京都府 |
| 広島県 | 岡山県 | 島根県 | 奈良県 | 奈良県 | 奈良県 | 奈良県 | 兵庫県 | 兵庫県 | 農林六一號 | 日本麵の製造用 |
| キヌヒメ | ふくほのか (※) | シラサギコムギ | 農林六一號 | ふくはるか (※) | キヌヒメ | きぬいろは (※) | ゆめちから | ふくほのか (※) | ニシノカオリ | パン又は中華麵の製造用 |

| | | |
|---------|------------|-------------|
| 大分県 | ミナミノカオリ | パン又は中華麺の製造用 |
| 農林六一號 | チクゴイズミ (※) | 日本麺の製造用 |
| ミナミノカオリ | ミナミノカオリ | パン又は中華麺の製造用 |
| ニシノカオリ | チクゴイズミ (※) | 醸造用 |
| 鹿児島県 | ミナミノカオリ | 日本麺の製造用 |

備考

一 岩手県において生産されたコユキコムギのうち、西磐井郡平泉町で生産されたものについてはパン又は中華麺の製造用に対応する別表第六を適用し、他の市町村で生産されたものについては日本麺の製造用に対応する別表第五を適用する。

二 栃木県において生産されたタマイズミのうち、小山市、下野市及び下都賀郡野木町で生産されたもの

についてはパン又は中華麺の製造用に対応する別表第六を適用し、その他の市町村で生産されたものについては醸造用に対応する別表第七を適用する。

三 大分県において生産されたミナミノカオリのうち、中津市及び豊後高田市で生産されたものについては醸造用に対応する別表第七を適用し、その他の市町村で生産されたものについてはパン又は中華麺の製造用に対応する別表第六を適用する。

別表第二 二条大麦

| 生産地の属する都道府県 | 銘柄 | 用途 |
|-------------|----------------------------------|---|
| 北海道 | りょうふう | 麦茶の製造用以外のもの |
| 茨城県 | ミカモゴールデン | 麦茶の製造用 |
| 栃木県 | アスカゴールデン サチホゴールデン スカイゴールデン | 麦茶の製造用以外のもの 麦茶の製造用以外のもの 麦茶の製造用以外のもの |
| とちのいぶき | 麦茶の製造用以外のもの | 麦茶の製造用以外のもの |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---------|-------------|
| | | | | | | | | | | | | | | 白妙二条 | 麦茶の製造用以外のもの |
| 宮崎県 | | | | | | | | | | | | | | ニシノゴールド | 麦茶の製造用以外のもの |
| キリニジヨウ | | | | | | | | | | | | | | ニシノチカラ | 麦茶の製造用以外のもの |

別表第三 六条大麦

| 生産地の属する都道府県 | 銘柄 | 用途 |
|-------------|----------|-------------|
| 岩手県 | シュンライ | 麦茶の製造用以外のもの |
| 宮城県 | ファイバースノウ | 麦茶の製造用以外のもの |
| 秋田県 | シュンライ | 麦茶の製造用以外のもの |
| 福島県 | ミノリムギ | 麦茶の製造用以外のもの |
| 山形県 | シュンライ | 麦茶の製造用以外のもの |
| 秋田県 | シュンライ | 麦茶の製造用以外のもの |
| 福島県 | ファイバースノウ | 麦茶の製造用以外のもの |

備考

| | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|-------------|-------------|--------|--------|--------|-------|-------------|
| | | | | | | | | | | | | |
| 大分県 | シユンライ | すずかぜ | さやかぜ | シユンライ | シユンライ | 京都府 | 滋賀県 | 三重県 | 愛知県 | 静岡県 | シユンライ | 麦茶の製造用以外のもの |
| 麦茶の製造用 | 麦茶の製造用 | 麦茶の製造用以外のもの | 麦茶の製造用 | 麦茶の製造用 | 麦茶の製造用 | 麦茶の製造用以外のもの | 麦茶の製造用以外のもの | 麦茶の製造用 | 麦茶の製造用 | 麦茶の製造用 | カシマムギ | カシマムギ |

石川県において生産されたファイバースノウのうち、金沢市、かほく市及び河北郡で生産されたものについては麦茶の製造用に対応する別表第十を適用し、その他の市町村で生産されたものについては麦茶の製造用以外のものに対応する別表第九を適用する。

別表第四 はだか麦

| 生産地の属する都道府県 | 銘柄 | 用途 | 生産地の属する都道府県 | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | 茨城県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 | 神奈川県 | |
| 岡山県 | イチバンボシ |
| | 麦茶の製造用以外のもの |

| | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | | | | | | | 山口県 |
| 長崎県 | | 佐賀県 | 福岡県 | | | | | | イチバンボシ |
| 御島稞 | ユメサキボシ | イチバンボシ | イチバンボシ | ユメサキボシ | マンネンボシ | ヒノデハダカ | ハルヒメボシ | イチバンボシ | トヨノカゼ |
| 麦茶の製造用以外のもの |

| 大分県 | 熊本県 | イチバンボシ | イチバンボシ |
|----------------------|----------------------|--------------|--------------|
| サヌキハダカ | 麦茶の製造用以外のもの | トヨノカゼ | 麦茶の製造用以外のもの |
| 麦茶の製造用以外のもの | 麦茶の製造用以外のもの | 麦茶の製造用以外のもの | 麦茶の製造用以外のもの |
| トヨノカゼ | 麦茶の製造用以外のもの | サヌキハダカ | 麦茶の製造用以外のもの |
| 麦茶の製造用以外のもの | 麦茶の製造用以外のもの | トヨノカゼ | 麦茶の製造用以外のもの |
| 基 準 値 | 基 準 値 | 基 準 値 | 基 準 値 |
| 許 容 値 | 許 容 値 | 許 容 値 | 許 容 値 |
| 評 価 項 目 | 評 価 項 目 | 評 価 項 目 | 評 価 項 目 |
| たんぱく質 | たんぱく質 | たんぱく質 | たんぱく質 |
| 下 | 下 | 下 | 下 |
| 九・七パーセント以上十一・三パーセント以 | 九・七パーセント以上十一・三パーセント以 | 八・五パーセント以上十一 | 八・五パーセント以上十一 |
| 一・六〇パーセント以下 | 一・六〇パーセント以下 | 一・六五パーセント以下 | 一・六五パーセント以下 |
| 容 積 重 | 容 積 重 | 容 積 重 | 容 積 重 |
| 三百以上 | 三百以上 | 三百以上 | 三百以上 |
| フォーリングナンバー | フォーリングナンバー | フォーリングナンバー | フォーリングナンバー |

別表第五 小麦（日本麵の製造用）

別表第一において※印を付した小麦については、評価項目中たんぱく質の許容値について「八・〇パ

備考

セント以上十三・〇パーセント以下」とする。

別表第六 小麦（パン又は中華麺の製造用）

| | | 評価項目 たんぱく質 | 基準値 | | 許容値 |
|----------------------|----|---------------|---------------------|------------------------|-----------|
| II | I | | 一・七五パーセント以下 | 十一・五パーセント以上十四・〇パーセント以下 | |
| 十二・〇パーセント以上十三・五パーセント | 未満 | 基準値 たんぱく質 | 一・リットル当たり八百三十三グラム以上 | 一・八〇パーセント以下 | ・五パーセント以下 |
| | | 許容値 たんぱく質 | 三百以上 | 二百以上 | 一 |

別表第七 小麦（醸造用）

| | | 評価項目 容積重 | 基準値 | | 許容値 |
|----|---|-------------|-------------|----------------------|-----|
| II | I | | 一・八〇パーセント以下 | 十一・〇パーセント以上十二・〇パーセント | |
| | | 許容値 容積重 | 二百以上 | 三百以上 | 一 |

| | | | |
|-----|-----|-------------|-------------------|
| 容積重 | III | 十三・五パーセント以上 | 未満 |
| | | | 一リットル当たり七百六十グラム以上 |

備考

評価項目中たんぱく質については、Iの基準値を満たす場合には一の評価項目について、IIの基準値を満たす場合には二の評価項目について、IIIの基準値を満たす場合には三の評価項目についてそれぞれ基準値を満たしたものとみなす。

別表第八 二条大麦（麦茶の製造用以外のもの）

| 評価項目 | 基 準 値 | 許 容 値 | 容積重 | 細麦 | 白度 | 正常粒 |
|------|-------|-------|------------------|------------|-------|------------|
| | | | 一リットル当たり七百九グラム以上 | 三・〇パーセント以下 | 四十以上 | 八十九パーセント以上 |
| | | | 一 | 一 | 三十七以上 | 七十九パーセント以上 |

別表第九 六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用以外のもの）

| 評価項目 | 評価項目 | 基準値 | 許容値 |
|------------------------------|----------------|------------------------|------------------------|
| 別表第十 二条大麦、六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用） | 容積重 | 六条大麦 一リットル当たり六百九十グラム以上 | グラム以上 |
| | 細麦 | はだか麦 一リットル当たり八百四十グラム以上 | はだか麦 一リットル当たり八百四十グラム以上 |
| | 白度 | 二・〇パーセント以下 | 二・〇パーセント以下 |
| | 硝子率 | 四十三以上 | 四十以上 |
| | 六条大麦 四十パーセント以下 | 六条大麦 四十パーセント以下 | 六条大麦 四十パーセント以下 |
| | はだか麦 五十パーセント以下 | はだか麦 五十パーセント以下 | はだか麦 五十パーセント以下 |
| | 六条大麦 五十パーセント以下 | 六条大麦 五十パーセント以下 | 六条大麦 五十パーセント以下 |
| | はだか麦 六十パーセント以下 | はだか麦 六十パーセント以下 | はだか麦 六十パーセント以下 |

たんぱく質

七・五パーセント以上九・〇パーセン

六・五パーセント以上

ト未満

| 細麦 | 備考 | | |
|------------|-----|-------------------|-------------------|
| | III | II | I |
| 十・五パーセント以上 | ト未満 | 九・〇パーセント以上十・五パーセン | 七・五パーセント以上九・〇パーセン |
| 二・〇パーセント以下 | — | — | 六・五パーセント以上 |

評価項目中たんぱく質については、Iの基準値を満たす場合には一の評価項目について、IIの基準値を満たす場合には二の評価項目について、IIIの基準値を満たす場合には三の評価項目についてそれぞれ基準値を満たしたものとみなす。

定義

(一) 小麦

ア たんぱく質

窒素定量法により換算値五・七〇を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近

赤外分析計を用いて測定したものとをいう。

イ 灰分

電気炉で灰化する方法により測定したものとをいう。

ウ 容積重

ブラウエル穀粒計で測定した一リットルの重量をいう。

エ フォーリングナンバー

落球粘度計により測定したものとをいう。

(二) 二条大麦、六条大麦及びはだか麦

ア たんぱく質

窒素定量法により換算値五・八三を用いたものをいう。

イ 容積重

(一) のウに同じ。

ウ 細麦

二条大麦（麦茶の製造用以外のもの）にあつては一・五ミリメートル、二条大麦（麦茶の製造用）及び六条大麦（麦茶の製造用以外のもの）にあつては一・二ミリメートル、六条大麦（麦茶の製造用）及びはだか麦にあつては二・〇ミリメートルの縦目ぶるいをもつて分け、そのふるいを通過する二条大麦、六条大麦又ははだか麦の粒をいう。

エ 白度

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第二条第一項に規定する農産物検査の時から一月を経過したサンプルについて、とう精機により、二条大麦及び六条大麦にあつては五十五パーセント、はだか麦にあつては六十パーセントまでとう精したものを、白度計により測定したものをいう。

オ 正常粒

とう精機により六十五パーセントまでとう精したものの一・八ミリメートルの縦目ぶるいをもつて分け、そのふるいの上に残る二条大麦の粒をいう。

カ 硝子率

グロベツケル穀粒切断器又はハイインスドルフ穀粒切断器により穀粒を切断して切断面を観察する方法により測定したものという。

（一部改正 平成十九年三月二十八日農林水産省告示第三百六十三号）

（一部改正 平成二十年四月十日農林水産省告示第五百五十七号）

（一部改正 平成二十一年五月八日農林水産省告示第六百五十号）

（一部改正 平成二十二年五月十一日農林水産省告示第七百三十一号）

（一部改正 平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百十八号）

（一部改正 平成二十四年三月三十日農林水産省告示第八百六十一号）

附 則（平成二十一年五月八日農林水産省告示第六百五十号）

この告示は、平成二十一年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項二号又は第四条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年五月十一日農林水産省告示第七百三十一号）

この告示は、平成二十二年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十一年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百十八号）

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十三年産の麦及び大豆に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十二年以前の年産の麦及び大豆に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年三月三十日農林水産省告示第八百六十一号）

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十四年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）から適用するものとし、平成二

十三年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年五月十六日農林水産省告示第千六百四号）

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十五年産の麦及びびてん菜に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号の交付金又は同法第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十四年以前の年産の麦及びびてん菜に係る交付金については、なお従前の例による。